

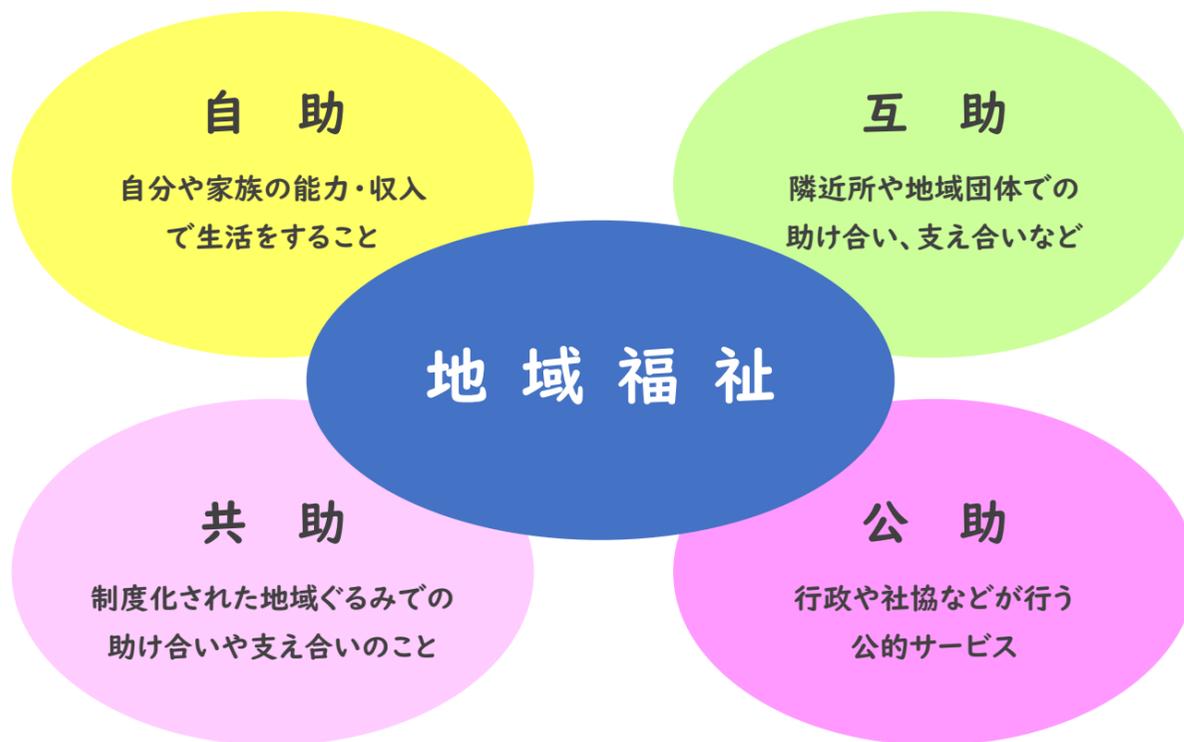
●地域福祉とは●

地域福祉とは、地域に暮らす多様な人々が、自分らしく日常生活を送れるよう、住民、地域団体、事業者、市、社協など、あらゆる人や組織が協力し「つながり」・「助け合う」ことです。

少子高齢化や核家族化などにより生活形態が多様化する中、市民の困りごとや生活課題も複雑化・複合化しており、これらを解決していくためには、地域福祉の推進が必要不可欠なものとなります。

●地域福祉の「自助・互助・共助・公助」●

地域福祉を推進するためには、人や地域、行政などがそれぞれの立場で「自助・互助・共助・公助」に取り組み、相互に連携・協力していくことが重要です。



第4期菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画 概要版《令和6年3月》

菊池市役所 健康福祉部 福祉課

〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888 番地
TEL:0968-25-7213 FAX:0968-25-5166

菊池市社会福祉協議会

〒861-1331 熊本県菊池市隈府 888 番地2 菊池市福祉会館
TEL:0968-25-5000 FAX:0968-25-5432



第4期 菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画

概要版



令和6年3月
菊池市・菊池市社会福祉協議会



計画の基本理念

市民が「つどい、つながり、つづける」福祉のまち



横断的取組目標

本計画では、計画の基本理念の実現に向けて基本目標ごとに取り組む施策を位置付けますが、それとは別に分野横断的に、すべての施策の実行の際に抑えるべき視点として「横断的取組目標」を設定します。

① コロナ禍からの再生

コロナ禍で停滞した地域活動の再開や、失われた地域のつながりを再び取り戻す視点

② 誰一人取り残さない社会の形成

SDGsの視点を取り入れた、属性や分野を問わない支援体制の構築



基本目標 1

誰もがつどえる地域コミュニティづくり

地域内における交流や支え合いの活動を展開することで、活発な地域コミュニティを醸成し、誰もが地域の中で気軽に協力し合えるような環境を形成します。

● 交流の場づくりの推進

- ・地区社協活動や小地域福祉活動、サロン活動などを中心とした、既存の地域内での交流・活動を推進します。
- ・地域内の福祉拠点や公民館・自治公民館での活動や、民間事業者・住民の自主的な集まりなどを支援し、地域内の交流の活性化を促進します。

● 支え合い活動の推進

- ・市民の支え合い意識の醸成に努めます。
- ・住民参加型生活支援サービスの更なる充実に向け、サポーター制度の拡充や、サポーターの養成に取り組みます。

● 市民参画の促進

- ・市民に対して地域への参画を促す啓発活動に取り組みます。
- ・新たな地域のリーダーや担い手となる人を確保するため、若い世代や働く世代へのアプローチを進めます。

● 世代間交流の促進

- ・若い世代や子どもたちを中心とした多世代交流ができる場の形成を進めていきます。



基本目標 2

地域の担い手の輪を広げ見守り支え合うつながりづくり

地域内で活動するボランティアや地域の活動団体、福祉関係の事業所などがお互いに連携を取れる体制を構築し、さらに、そのつながりを行政と社協によって下支えすることで担い手の輪を広げ、包括的な支援体制を構築します。

● 災害への備えの充実

- ・市民や地域が自ら災害に対しての備えを行い、自助・互助によって支え合う災害対策の基盤づくりを推進します。

● 防犯・交通安全の促進

- ・誰もが安心して暮らせるよう防犯・交通安全のための体制づくりに努めます。
- ・再犯防止に関する取り組みについては、「菊池市再犯防止推進計画」とし、犯罪や非行が繰り返されない安心安全な地域づくりに努めます。

● 地域団体のつながりの強化

- ・団体同士や行政・社協との連携体制の構築を進め、地域を支えるネットワークづくりを推進します。

● ボランティアへの支援の強化

- ・ボランティア活動の裾野を広げるための情報発信や参加者の確保に努めます。

● 相談しやすい窓口の充実

- ・重層的支援体制整備事業を中心とした総合的な相談窓口対応ができる体制づくりに努めます。
- ・地域に開かれた身近な場所で、相談ができる体制づくりに努めます。

基本目標 3

一人一人がいきいきと住みつけられるまちづくり

誰もがいきいきと安心して住みつけられるよう、相談体制や福祉に関する教育、また各種福祉サービスや制度の充実を図ることで、暮らしやすいまちづくりを進めます。

● 福祉に関わる人材育成・確保の推進

- ・地域の自主的な活動における人材育成・スキルアップなどに向けた養成・研修を支援します。
- ・福祉に関する専門職の確保に向けた対応策について検討を進めます。

● 多様性への理解の促進

- ・性別や年齢、国籍、障がいの有無、性的指向など、いかなる属性や背景を持っている人でも、それを個性として認め合い、その個性を活かして活躍できる社会の形成を目指します。

● 福祉教育の推進

- ・学校教育における子どもたちへの福祉教育を充実させ、福祉の意識醸成を図ります。
- ・生涯学習と連動した、ライフステージごとに必要となる福祉教育の提供体制づくりに努めます。

● 福祉サービスの計画的な充実

- ・高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援、生活困窮者支援などの既存の福祉サービスの拡充に努めます。
- ・8050問題、ごみ屋敷、ヤングケアラー、自殺対策、再犯防止などの、既存の福祉サービスでは対応が難しい複雑化・複合化した課題への対応体制づくりを進めます。